

廃棄物適正処理推進課

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

(1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）や 3 つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市区町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法基本方針や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針を踏まえ、平成 28 年 9 月に改定・周知を行っている。都道府県におかれては、市区町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市区町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。

なお、同指針等でも周知しているとおり、市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならない、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

市町村における一般廃棄物処理計画策定状況について調査を行ったところ、令和 7 年 10 月 1 日時点で一般廃棄物処理基本計画を未策定の市町村が 16 市町村（0.9%）、一般廃棄物処理実施計画を未策定の市町村が 91 市町村（5.2%）であることを確認した。

一般廃棄物処理計画は、市区町村の策定義務であることを廃棄物処理法第 6 条第 1 項において明記しており、また、定めるものとする事項も同条第 2 項に明記されていることから、計画策定に遺漏がないよう、改めて貴管内市区町村に強く指導をお願いしたい。なお、策定に当たっては、「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け環政総発第 2303175 号、環境省大臣官房総合環境政策統括官通知）のとおりに、政策的に関連の深い複数の計画と一体的に策定すること（一体策定）や、一部事務組合など複数の市区町村で共同して策定すること（共同策定）

も可能である。

また、市区町村の処理責任の性格については、市区町村自らが行う場合はもとより、市区町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市区町村が有するものであり、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市区町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を通知したことから、貴管内市区町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 7 年 2 月最終改正）

<https://www.env.go.jp/content/000291591.pdf>

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和 7 年 3 月最終改正）

<https://www.env.go.jp/content/000298309.pdf>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k047.pdf>

平成 26 年 1 月 28 日最高裁判例（裁判所HP）

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=83888

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動¹に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ（平成 14 年 3 月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会）」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）（平成 14 年 11 月、中央環境審議会）」において整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市

¹ 「事業活動」とは、一般的に一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行により行われる活動をいい、営利を目的とするもののみならず、公共事業や公共サービス等の非営利活動も含まれる。また、規模の大小や、法人によるものか個人によるものかを問わない。このため、例えば、国や地方公共団体、非営利団体、中小企業、個人事業主等の活動であっても上記に該当するものは事業活動に含まれる。

区町村責任の下で処理が円滑に行われているとはいえないもの」以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。

このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところである。一方で、産業廃棄物に区分される廃棄物については、排出事業者の処理責任の下、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき排出者はmanifestの交付義務を負う等の厳格な対応が求められることに留意が必要である。このように、事業者から排出される廃棄物については、それぞれの処理責任や法的義務に基づき、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、管内市区町村との十分な連携を図られたい。

例えば、事業者から排出される廃棄物には、腐敗性の固形・液体廃棄物等と渾然一体となって排出される場合もあり、このようなものは完全に分別することが困難であることや、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されるべきものであることから、事業系一般廃棄物として扱われる場合もあると考えられる。また、小規模事業場や個人商店等の事業所から排出される少量のプラスチック等の廃棄物をこれまで可燃ごみとして扱ってきた場合に、これらの廃棄物を産業廃棄物として取り扱うこととする場合には、上記のとおり排出者にはmanifestの交付義務等が課されることにも留意し、当該廃棄物の性状、排出量、排出者の事情、排出状況等を十分に考慮した上で、適正な処理を確保するためにどのような扱いが望ましいのかということ、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導権限を有する都道府県等との間で十分に調整する必要がある。

【参考】廃棄物処理法（抄）

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令

で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（後略）

平成 28 年 1 月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市区町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成 28 年 1 月 20 日付け環廃対発第 16012003 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市区町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市区町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市区町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等の行為を行うことについては、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市区町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市区町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成 28 年 9 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまとめられ、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成 29 年 2 月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」と

された。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならない等、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要があること。
- ・ 排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。
- ・ これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、環境省のウェブサイト上で、排出事業者責任の徹底をはかるウェブページを設け、現在も引き続き排出事業者責任の徹底について周知を図っているところである。都道府県におかれては、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を引き続き行うとともに、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、条例において、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に適合しない内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

<参考資料>

許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について（平成 28 年 1 月 20 日付け環廃対発第 16012003 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

<https://www.env.go.jp/content/000324692.pdf>

一般廃棄物の適正な処理の確保について（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72

号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

排出事業者責任の徹底について（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

③ 生活排水処理基本計画について

一般廃棄物処理計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されるものであり、そのうち、生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画に基づき、し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等の生活排水を適正に処理する必要がある。

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。生活排水に係る計画の策定に当たっては、住民の水洗化に対する要望や生活雑排水対策のニーズ、浄化槽の普及状況等を勘案するとともに下水道事業との相互調整を行い、合理的なものとする必要があり、策定に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 2 年 10 月 8 日付け衛環 200 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において周知している生活排水処理基本計画策定指針を参照するとともに、広域化・共同化計画等の関連計画とも調整されたい。

環境省では、令和 8 年度末の汚水処理施設整備概成に向け、市町村が主体となった浄化槽事業の更なる促進を目的として、平成 26 年作成の「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を改訂し、令和 5 年 3 月に「公共浄化槽整備・運営マニュアル」を公表した。本マニュアルでは改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度等の新たな制度の内容を盛り込むとともに、PFI 手法を始めとした積極的な民間活用及び、公共浄化槽事業やその他の公共関与による整備・管理の手法について具体的に示している。効率的な浄化槽の整備・維持管理を推進するためには民間活用が期待されており、浄化槽 PFI 事業の導入等による官民連携も積極的に検討されたい。

汚水処理事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。これまでも、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、汚水処理の適正な役割分担のもと、施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化が進められてきたところであるが、持続可能な汚水処理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、地

域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要がある。

このような中、令和4年度末までに全47都道府県で広域化・共同化に関する計画（以下「広域化・共同化計画」という。）の策定がなされ、令和5年度から本格的な実施段階に移行したところである。

都道府県や市町村等が污水处理施設の広域化・共同化計画を推進する際には、広域化・共同化計画の推進に係る進捗管理の方法や計画見直しの考え方、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の進め方、留意事項等を示した「広域化・共同化計画実施マニュアル」を参考にすることとされている。例えば、広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の污水处理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画（生活排水処理基本計画、合理化事業計画（「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）第3条第1項に基づく計画をいう。以下同じ。）等）と調整しつつ、取組を進めるものとする。また、上記関連計画の趣旨にも配慮しつつ、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による効率化や、水の官民連携（ウォーターPPP）を始めとする官民連携の推進なども積極的に検討することが望ましい。

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、生活排水処理基本計画等を踏まえ合理化事業計画を策定することにより、適切な対策が講じられるよう貴管内市区町村に対し助言されたい。

また、合理化事業計画を策定するに当たっては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」（平成6年3月29日付け衛環第120号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を参照していただくとともに、各種マニュアルや関連計画を策定する際には、合理化事業計画や合特法に則った措置に関連する事業者等との連携を通じて、持続可能な事業運営を推進するために御協力をお願いしたい。

最新の動きとしては、人口減少等の社会情勢が変化している中で、下水道等の集合処理から、浄化槽への転換が今後進んでいくことが想定され、その点も生活排水処理基本計画に適切に反映する必要がある。具体的な国の動きとして、令和7年度から、下水道又は農業集落排水施設から合併処理浄化槽への転換に当たって、一定の条件の下、撤去費用に対する助成メニューが創設されているほか、公共浄化槽に転換する場合に浄化槽事業における交付率を令和8年度から嵩上げしたところであり、引き続き各市町村の所管部局とも綿密な連携を図られたい。

また、令和8年3月には、集合処理から個別処理への転換に当たり必要となる事務手続や活用可能な制度等についてのQ&Aを関係省庁が連携して作成し、周知したところであり、転換検討に当たって参照されたい。

加えて、第221回国会（特別会）では、下水道による処理区域の一部または全部を廃止できる規定の創設を含む改正下水道法が成立したところである。

関係省庁においては、今年 3 月に「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会」を設置し、今後の汚水処理施設の最適化及び広域連携の推進に係るガイドラインの策定に向け、取組の方向性や具体的な方策等の検討を進めているところである。

<参考資料>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平成 2 年 10 月 8 日付け衛環 200 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000480.html>

公共浄化槽整備・運営マニュアル (令和 5 年 3 月)

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/pdf/kokyo_seibiune_manual.pdf

PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 8 年改定版)

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r8.html

広域化・共同化計画実施マニュアル (令和 6 年 4 月)

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001744512.pdf>

環境省浄化槽サイト 集合処理方式から個別処理方式への転換

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/temporary/index.html>

(2) 持続可能な市区町村の一般廃棄物処理システムの確保

我が国においてはこれまで経験したことの無い人口減少・少子高齢化が進行しつつあり、3Rの推進等による排出抑制も加え、ごみ排出量は今後更に減少していくことが見込まれる。また、人口減少・少子高齢化やライフスタイルの変化に伴いごみ組成の変化などへの対応も求められる。さらに、頻発する大規模災害等への備えも必要である。

一方、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足等により、地域における一般廃棄物処理システムのぜい弱化、非効率化等が懸念されている。

こうした課題に対応し、持続可能な適正処理を確保するためには、資源循環の強化や脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築を念頭に置き中長期的な視点で廃棄物処理体制の在り方を検討した上で、地域住民の理解及び協力を得ながら、一般廃棄物の分別収集及び循環的利用等を進めつつ、都道府県の関与・連携による廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化(以下「広域化・集約化」という。)分散型処理の導入等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムを強靱化していく必要がある。

この持続可能で強靱な一般廃棄物処理システムの確保については、廃棄物処理法基本方針において、市区町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI(民間資金等の活用による公共施設等の整備

等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成 19 年 6 月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市区町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれては、引き続き貴管内市区町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市区町村の一般廃棄物処理システムの 3 R 改革の取組への支援をお願いする。

このうち、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

① 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準(以下「会計基準」という。)は、平成 19 年 6 月に自治体の一般廃棄物処理事業 3 R 化ガイドラインの一つとして公表したものである。平成 31 年 3 月には循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。

令和 3 年 5 月には会計基準の改定を行い、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めることで、地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、関係資料については環境省のホームページに掲載しているので財務書類作成の際の参考とされたい。なお、令和 3 年 5 月の改訂に伴い、「一般廃棄物会計基準の改訂について（通知）」（令和 3 年 5 月 20 日付け環循適発第 2105201 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を通知したことから、管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市区町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

生活系ごみについて有料化を導入している市区町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成 19 年度に、生活系ごみについては約 59%、事業系ごみについては約 84%であったのに対して、令和 6 年度にはそれぞれ約 67%、約 87%となっている（下表参照）。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市区町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものであり、令和 4 年 3 月に改訂を行ったところである。

改訂に伴い、「一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について（通知）」（令和 4 年 3 月 31 日付け環循適発第 22033112 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を通知したところであり、一般廃棄物の 3 R の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

ごみの収集手数料導入市区町村の割合

年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
生活系 ごみ	64.3%	64.3%	64.6%	65.1%	65.5%	65.8%	66.3%	66.7%	67.1%	67.3%
事業系 ごみ	85.4%	85.7%	85.9%	86.0%	86.2%	86.2%	86.4%	86.5%	86.6%	86.6%

（※ただし、粗大ごみを除く。）

（「令和 6 年度一般廃棄物処理事業実態調査」より）

③ 一般廃棄物処理システムの指針

「一般廃棄物処理システムの指針」では、（１）標準的な分別収集区分及び回収方法の考え方、（２）資源循環の方向性と適正な循環的利用及び適正処分の考え方、（３）一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標とその評価方法について提示している。

なお、令和 7 年 3 月に、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う製品プラスチックの分別収集・再商品化の促進、廃食用油・生ごみ・剪定枝等の廃棄物系バイオマスの分別収集・再資源化の推進、リチウム蓄電池等に起因する火災発生抑制といった、一般廃棄物の処理を取り巻く社会情勢の動向に対応する必要性が高くなったことを踏まえて「一般廃棄物処理システムの指針」の一部改訂を行った。改訂の主な内容としては、標準的な分別収集区分として製品プラスチック、廃食用油・生ごみ・剪定枝等の廃棄物系バイオマス、リチウム蓄電池等を定め、その適正な循環的利用・適正処分の考え方を示し

たことである。この改訂により、全ての市町村が、廃食用油・生ごみ・剪定枝の分別収集及び適正な循環的利用に努めるよう位置付けられたことから、市町村が実施するこれらの分別収集及び適正な循環的利用に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとなった。

今後は、一般廃棄物処理システムの評価の考え方、循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のための取組の考え方を含め、廃棄物処理法をはじめとする関係法令・制度の見直しの情勢を考慮しつつ、「一般廃棄物処理システムの指針」の更なる改訂を行う。

<参考資料>

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html

(3) 遺品・家財の取扱い及び使用済物品の適正な処理の確保について

て

家庭から排出される廃棄物には、日常生活から生じる廃棄物のみならず、入学・卒業、引っ越し、生前整理・遺品整理時等のライフステージに応じ一時多量に排出される使用済み製品が廃棄物となったものも含まれる。こうした使用済み製品については、3Rの観点からもリユースを推進していく必要があるが、使用済み製品が廃棄物となったものについては廃棄物処理法にしたがって適正に処理を行わなければならない。

遺品の取扱いについては、総務省から令和2年3月13日に公表された、「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書」において、一般廃棄物収集運搬業許可未取得の遺品整理サービス事業者が「遺品をまとめて自社倉庫等に持ち帰り、倉庫等で再度、選別後、自社から排出された廃棄物として処理する」、「依頼者に代わって一般廃棄物処理施設まで運び込む」など、廃棄物処理法に違反する疑いのある行為が記載されている。

加えて、遺品整理サービスを含む不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する2つの事業者が、処分費用等の名目でウェブサイト上に表示されている料金よりも高額な料金を利用者に請求しているという相談が各地の消費生活センターに寄せられたことで、令和4年6月1日、虚偽・誇大な広告・表示にあたるとして、消費者安全法に基づき消費者庁から消費者へ注意喚起がなされた。

また、近年は、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市区町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見され

る。

このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

環境省においては、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成 24 年 3 月 19 日付け環廃企・環廃対・環廃産発第 120319001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知している。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った結果、廃棄物処理法第 7 条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

また、令和 8 年には、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止し、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとする法改正が行われた。

こうした生前整理・遺品整理時等に伴って一時多量に排出された廃棄物への対応や違法な廃棄物回収業者への対策としては、住民等から問い合わせがあった際には適切な許可を有する収集運搬業者を紹介することに加えて、例えば、事業系一般廃棄物の許可業者等に対して家庭からの一時多量ごみの収集・運搬に限定した許可を追加的に与えること等により、地域住民のニーズに対応しつつ適法な廃棄物処理業者による収集体制を整えることなどが考えられる。

都道府県及び市区町村におかれては、引き続き、廃棄物が一般廃棄物処理計画に従って適正に処理されるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携を含む適正な処理体制の確保や一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただき、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、一時多量ごみへの対応を含めた適正な処理体制の確保・住民への適切な情報提供をお願いしたい。

< 参考資料 >

遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000675388.pdf

ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028878/>

使用済物品の適正な処理の確保について（平成 24 年 3 月 19 日付け環廃企・

環廃対・環廃産発第 120319001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

(4) 建築物の解体時の残置物について

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物(以下「残置物」という。)がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

なお、一般廃棄物については、その処理について市区町村が統括的処理責任を有するところ、様々な事情により元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市区町村における処理方法を示す、又は適正な処理業者に対して市区町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(通知)」(平成 30 年 6 月 22 日付け循環適発第 1806224 号・循環規発第 1806224 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)を通知したことから、管内市区町村に対し、残置物の適正な処理のため周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて(平成 30 年 6 月 22 日付け循環適発第 1806224 号・循環規発第 1806224 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)
<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

(5) 住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)が施行されているところ、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査結果、対応事例等について取りまとめ、「「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議)において令和 3 年度中に講ずることとされた措置について(事務連絡)」(令和 4 年 3 月 23 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を発出し周知している。都道府県においては、当該事務連絡を

御確認の上、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、貴管内市町村の実情に応じて、適切に対応されるようお願いしたい。

（６）処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について

① 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市区町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。市区町村においても、個々の地域の状況によって処理が難しい一般廃棄物が生じた場合には、他の市区町村や都道府県との情報交換や広域的な連携・協力等を行いつつ、処理が可能な事業者への委託も含め、適正な処理の確保に努めていただきたい。

② 在宅医療廃棄物の適正な処理

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の処理については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発第 050908003 号・環廃産発第 050908001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」に添付した報告書において、「在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（１）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（２）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる。」とされた。また、同通知において、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は関係者と連携を図りつつ、本報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取られるよう、貴管下市町村等へ周知いただくようお願いしたところである。その後、平成 20 年 4 月 30 日付け環廃対発第 080430001 号・環廃産発第 080430001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知「『在宅医療の処理に関する取組促進のための手引き』について」に添付した手引きを参考に、貴管下市町村等に対し、医療関係者等と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の適正な処理について更なる取組を進めるよう周知するとともに、必要な技術的助言に努めるようお願いしたところである。引き続き、貴管下市町村等に対し、上記通知の周知及び技術的助言をお願いしたい。

<参考資料>

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000151.html>

在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き

③ エアゾール製品の処理について

エアゾール製品については、ごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要であり、市区町村において、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底することを市区町村に願います。これについては、令和5年1月16日にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、「廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について（事務連絡）」（令和5年1月19日付）を发出し、協力を求めたところである。

また、排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は、令和7年に行った調査では、約50%となっている。廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、令和元年7月に、都道府県を通じて市区町村等にお知らせした廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果の内容を参考に、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村においては、住民による穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<https://www.aiaj.or.jp/safety/dispose/>

廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について（事務連絡）（令和5年1月19日）

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/aerosol/index.html>

④ リチウムイオン電池の処理について

近年、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）に起因する火災事故等が頻繁に発生しており、令和6年度には、全国の市町村において9,923件発生するなど、深刻な課題となっている。火災事故等が発生した場合、収集運搬車両や廃棄物処理施設そのものへの被害に加え、作業員に対しても危害が及ぶ危険性がある。また、廃棄物処理施設が火災事故等により稼働停止し、廃棄物処理が滞る場合には、その地域の生活環境保全上の支障等に大きな影響を及ぼすこととなる。

環境省では、令和7年3月には、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の一部改訂について（通知）」（令和7

年3月31日環循適発第2503312号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)により、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方等を改めて提示し、「リチウム蓄電池等」を標準的な分別収集区分の一つとして位置づけた。さらに、令和7年4月、各市町村においてリチウムイオン電池等の安全な回収・処理体制の構築に向けて、「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」(令和7年4月15日環循適発第2504151号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を発出するとともに、通知等の内容に関する市町村への説明会を実施した。本通知後、市町村においてリチウムイオン電池等の分別回収の促進を検討しているが、令和8年5月に行った調査の暫定値によると、リチウムイオン電池等の回収体制を構築している市町村は、令和7年度において約87%となっており、また、回収を行っていない市町村のうち、47%が回収の実施を検討しているという結果になっているが、リチウムイオン電池等が未回収の市町村については、引き続き、検討を願いたい。

また、消火設備その他火災事故等防止に必要な設備に要する経費に関する循環型社会形成推進交付金での支援やリチウムイオン電池等の分別収集及び適正処理に要する経費に関する地方交付税での措置、市区町村にリチウムイオン電池等による火災事故等の防止及び適正処理の検討に御活用いただける「市町村におけるリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針と対策集」の更新に関して、令和8年4月の事務連絡「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」を踏まえた対応に係る調査等について（協力依頼）」にて周知をしている。

さらに、政府全体の取組としては、令和7年12月に関係省庁にて「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」を取りまとめた他、製造事業者側の取組を進める観点では、令和8年4月から、モバイルバッテリー、携帯電話用装置及び加熱式たばこデバイスを、資源有効利用促進法に基づく製造事業者等の自主回収や再資源化の対象製品に位置付けた。

以下の情報等を参考に、各市町村で適切な対応を取り、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくようお願いしたい。

<参考資料>

市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（令和7年4月15日付け環循適発第2504151号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/20250415_tuchi_01.pdf

「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」を踏まえた対応に係る調査等について（事務連絡）（令和8年4月28日）

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/20260428_tuchi

[i_10.pdf](#)

市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集（令和7年度版）

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/pdf/20260413_taisakusyu_01.pdf

リチウムイオン電池等に関する特設サイト

https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

⑤ 水銀含有廃棄物の適正な処理

市区町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成29年10月に施行されており、また、廃棄物処理施設からの排ガス中の水銀については、改正大気汚染防止法に基づき、排出基準が定められ、平成30年4月に施行されている。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成27年に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市区町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を策定し、更新事例集（第2版）を市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成30年6月にホームページにて公表した。

令和5年には水銀に関する水俣条約第5回締約国会議が開催され、製造・輸出入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われた。今後ますます、水銀使用廃製品の回収が求められていくことから、「水銀使用廃製品の適切な分別・回収について」のリーフレットを作成し、令和6年5月にホームページにて公表した。

各市区町村においては、事例集の回収実施事例やポスター・回収ボックスといった資材の作成事例を参考に、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計などを回収するなど、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

⑥ 石綿を含む家庭用品の適正な処理

石綿が0.1%を超えて含まれている製品については、平成18年9月以降、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているところであるが、令和2年11月以降、特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているものがあることが判明している。当該製品については、メーカー等による回収が行われているところではあるが、一部、当該製品又はその疑いがある製品の廃棄物が使用者から直接排出される事例が生じており、それらの廃棄物について適正な処理が必要となっている。

また、令和6年8月にも、石綿が含まれている製品が、オンラインマーケットプレイスで販売されていたことが判明しており、引き続き適正な処理が

求められている。

令和3年1月29日には、厚生労働省との連名により「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について」（令和3年1月29日付け基安化発0129第1号・環循適発第2101291号・環循規発第2101297号、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を都道府県等に対し発出しているところであり、通知事項に記載の処理方法等について御留意の上、引き続き遺漏のないよう御対応をお願いしたい。

<参考資料>

石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について（令和3年1月29日付け基安化発0129第1号・環循適発第2101291号・環循規発第2101297号、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129.pdf>

http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129_betten.pdf

令和2年11月以降に判明した石綿を含む家庭用品に関連した厚生労働省の報道発表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/press.html>

石綿（アスベスト）含有品の販売に関する注意喚起（令和6年8月29日付け厚生労働省報道発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43102.html

（7）高齢者のごみ出し支援及びごみ屋敷事案への対応について

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が増加している。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じている。

一部の地方公共団体においては、ごみ出しに課題を抱える高齢者に対しての支援が開始されており、環境省では、このような取組を進めるために必要となる手引きや事例集を作成し、環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

また、ごみ出しに課題を抱える住民への対応は、ごみなどが屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じるいわゆる「ごみ屋敷」事案の改善にも繋がると考えられる。

令和6年8月28日には、総務省行政評価局による「ごみ屋敷」対策に関する調査の結果が公表され、「ごみ屋敷」事案を抱える市区町村においては、可能な限り多くの「ごみ屋敷」事案解消のための手段を持つことが重要であると考えられる旨所見が示されたところである。加えて、同所見では、環境省、厚

生労働省を含む関係省庁に対し、深刻かつ複雑な問題を有している「ごみ屋敷」事案について、「ごみ屋敷」状態の解消とともに、その解消を通じて、良好な生活環境の確保や、困難を抱える居住者への確実な支援を図るため、その対応に苦慮している市区町村を支援する観点から、事例の収集等を行うよう求められたところである。

これを踏まえ、環境省では、ごみ屋敷事案への各市町村の対応状況等について実態調査を実施し、令和7年3月に調査結果を公表した。同調査結果においては、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例の制定事例のほか、有効な対策として、環境、福祉、道路担当など、関連部署が連携したサポートを行った事例も多く見受けられた。

さらに、市区町村での部局横断的な対応を推進する観点から、環境省、厚生労働省、総務省（消防庁）及び国土交通省が連携し、「ごみ屋敷」対策に活用可能な支援方策や取組事例等の情報提供を行うため、取組事例を整理し、令和7年8月29日に「「ごみ屋敷」対策に関する取組事例」を関係省庁より発出したところである。

各市区町村においては、同調査結果、取組事例等を参考にいただき、福祉部局を始めとする関連部署や自治会などと連携し、地域の実情に応じた取組の推進をお願いしたい。

なお、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月に施行され、これにより、空き家等の管理の確保等に関する市区町村長の指導・勧告権限等が規定されるなど、空き家対策が強化された。各市区町村においては、必要に応じて空き家担当部局とも連携し、空き家が原因となるごみ屋敷事案への対応に取り組まれない。

<参考資料>

高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/koureika/index.html>

令和6年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000303867.pdf>

「ごみ屋敷」対策に関する調査 <結果に基づく通知>（令和6年8月28日、総務省）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01hyoka02_02000044.html

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）について（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000138.html

「ごみ屋敷」対策に関する取組事例について（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001661863.pdf>

（８）一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

令和３年７月２日に開催された第１２回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大のため、廃棄物処理法の適用に関して一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「第１２回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和３年７月２日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」（令和３年９月３０日付け環循適発第２１０９３０１号・環循規発第２１０９３０２号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知し、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物については、両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において、一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの数量を適切に把握できる場合は混合して処理することができる旨を周知した。「適切な数量の把握」について、同通知では具体例としてロードセルによる把握を示しているが、具体的な方法や数量の単位を限定していない。都道府県及び市町村がそれぞれの数量を適切に把握できると判断する場合においては、混合して処理することが可能であるため適切に運用されたい。

<参考資料>

第１２回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和３年７月２日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（令和３年９月３０日付け環循適発第２１０９３０１号・環循規発第２１０９３０２号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）

https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf

（９）焼却禁止の例外に対する行政処分等の適用について

令和３年の地方分権改革に関する提案募集において、「農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化」を求める提案がされ、廃棄物の焼却禁止の例外とされる農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等に対する行政処分等の適用について、解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１６条の２の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について」（令和３年１１月３０日付け環循適発第２１１１３０５号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）を通知し、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼

却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である旨を周知した。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について(令和 3 年 11 月 30 日付け環循適発第 2111305 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k107.pdf>

(10) 資源物の持ち去り対策について

資源物の持ち去りは、行政、住民及び指定収集業者による円滑なりサイクルの推進を阻害するものであることから、資源物の持ち去り対策を行うことが、円滑なりサイクルを推進するために必要である。

環境省においては、「資源ごみ」の持ち去りへの各市町村の対応状況等について実態調査を実施し、令和 5 年 3 月に調査結果を公表した。同調査結果においては、「資源ごみ」の持ち去りに対応することを目的とした条例の制定のほか、ごみ集積所への看板や監視カメラ等の設置、ごみ収集日カレンダーでの注意喚起等の対策が有効であると報告された。

今後とも、各自治体の実情等に応じて、同調査を参考に、引き続き適切な資源物の持ち去り対策を行っていただきたい。

<参考資料>

令和 4 年度「資源ごみ」の持ち去りに関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000121874.pdf>

(11) 労務費の適切な価格転嫁

令和 7 年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに令和 6 年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の 7 割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。内閣官房及び公正取引委員会においては、取引環境の整備の一環として、令和 5 年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」として取りまとめたところである。

一方、「価格交渉促進月間（2025 年 9 月）フォローアップ調査の結果について（確報版）」（令和 7 年 11 月 28 日、中小企業庁）では、廃棄物処理業は全 30 業種中、価格交渉では 29 位、価格転嫁（発注企業の業種毎に集計）では 28 位、価格転嫁（受注企業の業種毎に集計）では 25 位と、低い水準に留まっている。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

これらを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号、環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について各都道府県知事宛に通知した。

同通知においては、「1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等」として、市町村には、その区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという重い責任があること、適正処理、構造的な賃上げの実現等のためには、適切な委託料等が事業者を支払われることが重要であることを、「2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について」として、価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項を整理し、「3. 令和6年度地方財政計画について」として、令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上されていることを踏まえ、必要な措置の実施に努めるよう求めているところである。

これらの趣旨を踏まえ、必要な措置の実施については、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。環境省においても、同通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を行い、令和7年10月及び令和8年2月に調査結果及び調査結果を踏まえた留意事項について各都道府県に対し周知した。今後も同フォローアップ調査を定期的実施することで実態把握に努めるとともに、引き続き様々な機会を通じ価格転嫁の重要性について周知を行っていく。

また、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）が2兆円（推奨事業メニュー分）追加計上されたほか、令和8年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に800億円が計上されたところである。

重点支援地方交付金は、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や労務単価等の価格変動が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援等が対象とされていたが、同補正予算の成立を受け、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であるとされた。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に際しては、当該交付金の活用も検討された

い。

<参考資料>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日付け内閣官房・公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（令和6年9月30日付け環境適発第2409302号、環境省環境再生・資源循環局長通知）

<https://www.env.go.jp/content/000255306.pdf>

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料（例）（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（内閣府）

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（事務連絡）（令和7年10月31日）

<https://www.env.go.jp/content/000350809.pdf>

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」を踏まえた対応に係る調査結果概要（令和7年10月31日）

<https://www.env.go.jp/content/000350810.pdf>

(12) 廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について

令和8年4月1日から施行された「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」においては、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用されたところ、貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではなく、また、既に各自治体において地方運輸局等と整理がなされている場合において、当該整理を踏まえた対応を妨げるものではないとしている。

令和8年3月16日付けで、国土交通省事務連絡「貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて」が発出され、廃棄物処理業者が、発注者である市町村や排出事業者と締結した包括的な委託等契約に基づき、廃棄物の運搬と、その他の廃棄物の処理を一体的に実施する場合は、法の許可等を要しないものとされた。これを受けて、環境省においても、同日付けで「廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）」の事務連絡を発出した。

国土交通省事務連絡の内容について了知いただくとともに、貨物自動車運送事業法を参考にしていただく等して、廃棄物処理における安全の確保等に係る取組を進めていただくようお願いしたい。

<参考資料>

違法な「白トラ」への規制が令和8年4月1日から強化されます～「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定～（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000346.html

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について（周知）（事務連絡）（令和8年3月16日）

<https://www.env.go.jp/content/000414543.pdf>

2. 広域化・集約化の推進等について

(1) 広域化・集約化の推進について

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村による広域化・集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方で、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、環境省は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「広域化・集約化通知」という。）を発出した。

また、令和6年3月には、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっていることを考慮し、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「長期広域化・集約化通知」という。）を発出したところである。

長期広域化・集約化通知では、2050年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を都道府県に求めているところであり、各都道府県においては、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期広域化・集約化に係る計画を、令和9年度を目途に策定し、これに基づく安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。なお、長期広域化・集約化通知の解説や広域化・集約化の更なる推進を目的として、都道府県及び市町村等の担当者の参考となる情報や事例をとりまとめた「広域化・集約化に係る手引き」を令和7年3月に改訂し、周知しているので適宜参照されたい。

<参考資料>

「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000652.html>

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及び

ごみ処理施設の集約化について」(令和6年3月29日付け環循適発第24032923号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)
<https://www.env.go.jp/content/000228517.pdf>

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、令和5年6月に2027年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化した。「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加した。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させた。

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。また、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであることから、前述のとおり、令和6年3月に「長期広域化・集約化通知」を発出した。ついては、本計画の趣旨を踏まえた市区町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いする。

(3) インフラ長寿命化計画の策定について

「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとされていた。

昨年度の調査によると、行動計画については、令和6年6月をもって全主体において策定が完了したものの、16主体において計画期間を超過していたところ、行動計画の趣旨を十分ご理解いただき、改めて策定等の対応をお願いしたい。

また、個別施設計画についても、令和2年度中が策定期限のところ、未だに110施設が未策定であった。これらを有する各市町村等におかれては、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。

さらに、廃棄物処理法施行規則第4条の5第1項第14号及び同条第2項第12号に定める機能検査並びに第5条に定める精密機能検査について、機能検査、精密機能検査ともに施設管理者の義務であることから、廃棄物処理施設の

機能を保全するため、令和元年5月31日付けの事務連絡（廃棄物処理施設の長寿命化への取組について）を踏まえつつ、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いしたい。

<参考資料>

環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）について

<http://www.env.go.jp/other/infra/index.html>

廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（４）廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれらの取組を促進するため、平成18年12月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市区町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、前述のようにリチウムイオン電池に起因する廃棄物処理施設での火災等が増えている状況も踏まえ、廃棄物処理施設において発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境局あて、可能な限り速やかに情報提供をお願いする。

廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物処理法及び各種法令（労働安全衛生法、消防法、電気事業法等）に基づき、施設の維持管理及び安全管理並びに安全な操業（日常の運転管理及び保守管理、予防措置、発災時の緊急対応、防災教育・訓練、電気工作物の工事、設備の維持及び運用に関する保安の確保など）に努めることが必要である。さらに、事故発生時の緊急対応についても、個々の施設において発生が予測される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備えておくことが重要である。

今般、市町村の設置する廃棄物処理施設等において死亡事故も発生しているところ、以下の資料等を改めて関係者等に周知いただくとともに、その内容も参考に、引き続き廃棄物の適正処理の確保に努めていただきたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設等事故事例調査報告書

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/jikojirei/index.html>

（５）廃棄物処理施設における PPP/PFI 事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、廃棄物処理法基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFI の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、令和元年度より PPP/PFI の検討を要件とした。

また、令和 8 年 6 月に「PPP/PFI 推進アクションプラン」が改定され、一般廃棄物処理施設が重点分野に追加された。一般廃棄物処理施設については、自治体間連携による広域化・集約化等により老朽化施設の更新を進めてきたが、人口減少・少子高齢化による担い手不足や処理需要の減少、施設の老朽化や物価高騰による維持管理・更新コストの増大等により持続可能な適正処理の確保が求められており、広域化・集約化等の効率的な施設整備等を一層推進していく必要がある。このため、従来から実施されてきた民間ノウハウを活用した PFI や分野横断型・広域型の PPP/PFI に加え、公共施設等運営事業、公有地を利用した民設民営施設や民間の廃棄物処理施設の処理能力余力を活用した事業等を「環境省版 PPP」として促進する。

都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設における PPP/PFI 事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

<参考資料>

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 8 年改定版）

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r8.html

廃棄物処理分野における PPP/PFI の推進

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001388171.pdf>

（６）一般廃棄物処理実態調査の結果等

令和 6 年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は 3,811 万トン、リサイクル率は 19.3%で、近年伸び率が鈍化し横ばいとなっている。都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組と共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市区町村に対し支援をお願いする。

<参考資料>

令和 6 年度一般廃棄物処理実態調査結果

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r6/index.html

3. 循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

また、平成 27 年度からは、循環型社会形成の推進という観点に加え、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出し、支援の充実を図っているところである。

加えて、令和 5 年 6 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、持続可能な廃棄物処理体制を確保する観点等から、令和 6 年 3 月に「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）」、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」及び「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を発出しており、中長期的な視点で更なる広域化・集約化へ向けた取組の実施と施設規模の適正化・最適化を図ることとしている。

<参考資料>

一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032921 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032920 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032923 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（１）交付金予算の状況

現在、全国的に多くの施設が老朽化等により更新期を迎えており、大きな更新需要が発生しているが、令和 8 年度については、更新需要の平準化等に取り組んでいただいたこともあり、市区町村等の要望に対応できる財源は確保できたところである。

一方で、更新需要はさらに大きくなる見込みであり、これまでも様々な機会を捉えお願いをしてきたが、更新需要の平準化等に資する取組の実施を、改め

て、強くお願いさせていただく。

（２）循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、循環型社会形成推進交付金等の交付要件に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から１年後までに当該措置を行うこと」を追加したところ。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等を踏まえ、市区町村等においては、プラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を減らしていく努力を積極的に進めていただきたい。

令和６年３月に発出した通知を踏まえ、都道府県が策定する長期広域化・集約化計画の策定支援を新たに本交付金の対象事業に加えるとともに、施設規模の適正化・最適化に伴う交付対象事業費の範囲を示しており、中長期的な視点で更なる広域化・集約化へ向けた取組の実施と施設規模の適正化・最適化を進めていただきたい。

さらに、令和７年度から分散型資源回収拠点施設を新たに本交付金の対象事業に加えるなどの改定を、令和８年度からは、これまでの新設や改良・改造に係る事業に加えて、消火設備その他火災防止に必要な設備のみを新たに設置又は改良する場合も対象とするなどの改定を行ったところ。

また、市区町村等の御意見などを踏まえ、環境省ＨＰに「一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル」、「会計検査 不当事項事案集」、「循環型社会形成推進交付金Ｑ＆Ａ集 別紙（交付対象例）」を掲載・更新するとともに、会計検査院からの指摘内容等も踏まえ、「循環型社会形成推進交付金Ｑ＆Ａ集」の改訂を行っている。各自治体におかれては、これらの資料も参照の上、適切な予算執行に努めていただきたい。

なお、「プラスチック資源の分別収集及び再商品化」に加え、引き続き、「施設の広域化・集約化」、「ＰＦＩ等の民間活用」、「一般廃棄物会計基準の導入」、「廃棄物処理の有料化」にも積極的に取り組んでいただくとともに、「交付限度額に対する単年度交付額の平準化」についてもご検討いただきたい。

（３）廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、廃焼却施設の跡地とは別の敷地に、新たな焼却施設、再資源化施設、分散型資源回収拠点施設を整備する場合や、広域化に伴い必要となるごみ運搬中継施設を廃焼却施設の跡地に整備する場合等も対象とするなど制度拡充を行い、より柔軟な解体事業の支援に努めているところである。各都道府県におかれては、本見直しも踏まえ、廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう指導願いたい。

また、地方財政法の改正により、平成 26 年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。加えて、令和 7 年度より、公共施設等適正管理推進事業債について、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業が対象に追加されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

(4) 「決算検査報告」等における指摘への対応等

循環型社会形成推進交付金等の執行については、「決算検査報告」において類似の指摘を受ける状況が継続しており、このような事態の改善、適正な予算執行の確保が必要不可欠と環境省では考えている。

そのため、環境省HPに「会計検査 不当事項事案集」を掲載するとともに、決算検査報告における指摘内容については、環境省から周知を図っているところであり、これらの資料も確認等していただきながら、引き続き、適正な予算執行に努めていただきたい。

(※) 主な指摘は、「①交付対象外経費を含めて交付金等の額（交付申請額）を算定していたこと」、「②諸経費率の算定を誤っていたこと」、「③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかったこと」の 3 点。

<参考資料>

会計検査 不当事項事案集

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/hutoujikoujianshu.pdf

(5) 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることとの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度 4 月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

（６）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設建設工事では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかといった指摘があった。

このため、環境省では、平成 18 年 7 月に市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続を行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」を策定した。定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨してきたこともあり、近年では総合評価落札方式又は総合的な評価を行う公募型プロポーザル方式が広く採用されているなど一定の効果が確認されている。

一方で、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備については、近年の建設費の高騰や専門的な知識を有した人材の不足などの様々な課題に直面している。こうした一般廃棄物処理施設の整備を取り巻く変化を踏まえ、事業者選定プロセスの見直しのほか、物価上昇及び 2050 年のカーボンニュートラルといった社会的課題等を踏まえ、経済的、効果的かつ効率的な一般廃棄物処理施設の整備を目的とし、令和 7 年 3 月に本手引きの改訂を行った。主な変更内容として、事業者選定方法に関する内容の充実、物価変動時のスライド条項の追記等のコスト削減に資する対策を記載、延命化工事や DBO 方式に関する留意事項を記載している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところであり、今後も必要に応じて見直しを図る予定である。

令和 8 年 3 月には、近年の建設費の高騰や専門的な知識を有した人材の不足などの様々な課題を踏まえ、PFI 及び DBO 事業の増加並びに発注方式の多様化に対応する観点を盛り込み、品質・経済性の面で優れた廃棄物処理施設整備事業が実施されることを目的として「廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引き（標準発注仕様書・要求水準書及びその解説）エネルギー回収型廃棄物処理施設編 ごみ焼却施設」の改訂を行った。廃棄物の適正な処理を大前提として、主に「廃棄物処理施設整備における低コスト化」及び「廃棄物・資源循環分野におけるカーボンニュートラル」の観点から、プラント機械設備の屋外化、低コスト化・省エネルギー対策・CO2 排出削減等につながる見直しを行った。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えるところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成 27 年 11 月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にしていきたい。特に「総合評価落札方式」においては、非価格要素提案における評価基準は発注者が本来求めたい事項とし、要求水準をはるかに上回る提案が評価・採用されないよう努めること、発注者が求める適切な範囲の評価項目に限定することが重要である。

また、昨今、国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。令和 4 年 12 月 27 日には、「（事務連絡）廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出しているので、参考とされたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引き（標準発注仕様書・要求水準書及びその解説）エネルギー回収型廃棄物処理施設編 ごみ焼却施設

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について（事務連絡）（令和 4 年 12 月 27 日）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（７）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成 30 年度に会計検査院から指摘を受け、平成 31 年 2 月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

(8) 廃棄物処理施設の耐震・浸水対策

今般、地震及び近年多発する水害等の災害に対し、廃棄物処理施設の適切な耐震・浸水対策の確保に資することを目的として、令和4年11月に「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を策定した。本手引きについて、貴管内市町村等に対して御周知いただきたい。また、手引きの内容に関して、地方公共団体職員向け説明会の動画を掲載しているので、合わせて参考としていただきたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き

https://www.env.go.jp/recycle/misc/seismic-resistance_index.html

4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2023 年 3 月に、気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめた第 6 次評価報告書統合報告書を公表しており、温暖化を 1.5℃又は 2℃に抑制し得るかは、主に CO2 排出ネット・ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この 10 年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まるとされている。こうした方向性について、廃棄物・資源循環分野においては、3 R+Renewable の資源循環の取組を進め、温室効果ガス排出量の削減に貢献することができる。

環境省における取組としては、令和 4 年に中央環境審議会循環型社会部会の審議を経て、循環経済工程表を策定した。循環経済工程表では、2050 年カーボンニュートラルの達成も見据え、2030 年に向けた施策の方向性を、素材ごと、製品ごとに示しており、廃棄物処理システムなどの各分野における方向性を示している。

これを受け、令和 5 年に 2023 年度から 2027 年度の 5 年間の廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定める廃棄物処理施設整備計画の策定をした。廃棄物処理施設整備計画では、従来から取り組んでいる 3 R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化、地域循環共生圏の構築に向けた取組に加えて、重要な方向性として、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」及び「2050 年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」を掲げている。具体的には、Renewable の取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築、再生材の供給等により、資源循環の取組を強化し、熱回収やメタン発酵等の取組により温室効果ガス排出量の削減に貢献することなどを新たに記載して、脱炭素化と資源循環の一体的推進に向けた記載を強化している。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」における廃棄物分野を対象に、どのように計画内容を検討し、定めればよいかなどについて情報提供を行うことを目的として令和 6 年 3 月に「一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス」を策定した。地方公共団体においても、施設整備のタイミング等を捉えて、地域の特性に応じた温室効果ガス排出削減対策を進めていただく取組をお願いしたい。

また、一般廃棄物処理業は住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、市町村がその処理責任を果たしていくことに加え、一般廃棄物処理業の担い手である委託業者・許可業者においても、環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画（BCP）の策定等の取組が求められる。これらの取組に加え、地域を支える事業者として、地域循環共生圏・ローカル SDGs の構築や脱炭素に向けて、エコアクション 21 の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管内の廃棄物処理業者も含めた取組の推進をお願いした

い。

（１）廃棄物分野における気候変動対策の重要性

我が国では、2020年10月に第203回臨時国会の菅義偉内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されたこと、2021年4月に第45回地球温暖化対策推進本部において、菅義偉内閣総理大臣は、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」と発言されたことなどを踏まえ、廃棄物処理分野においても様々な取組が進められてきたところである。

2025年2月には「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定された。

特に地球温暖化対策計画では、2035年度、2040年度において、温室効果ガスの排出を2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すとしている。この新たな削減目標及びその実現に向けた対策・施策の中に廃棄物処理についても位置付けられている。

これまでも、環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3Rの推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、2024年度は約32.2百万t-CO₂であった。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約3%を占めている。

さらに、2021年8月には、中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表した。試算により、廃棄物処理施設でCCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留技術）を最大限実装できれば、廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では、2050年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化のためには不十分であり、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組んでいく必要があることが明らかとなった。

これらを踏まえ、前述の廃棄物処理施設整備計画においても、脱炭素化と資源循環の一体的推進を目指した取組の方向性を示している。

今後、素材産業や製造業等の他分野の脱炭素化に向けた動きとの連携・調整を図りつつ、廃棄物処理における技術開発の進捗も踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減策に向けた検討の深化・精緻化を進めていく。

各地方公共団体においても、これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進をお願いしたい。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2022 年度までの 5 年間の平均見込みである 20%から、2027 年度までの 5 年間の平均で 22%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行う施設に対する交付率 1/2 とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれては、本メニュー等の活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いします。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれては活用願いたい。
- ・ 地域脱炭素ロードマップでは、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指すこととしている。また、地球温暖化対策計画では、地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載すべき具体的な取組として、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、率先的な取組が挙げられている。

これらに鑑み、廃棄物処理施設等においても、積極的な取組を検討・実施

いただきたい。

<参考資料>

廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)

https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-38b/mat01_1.pdf

(2) 一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイドン

ス

我が国では、2020 年 6 月に地球温暖化対策推進法が改正され、2020 年秋に宣言された 2050 年カーボンニュートラルが基本理念として位置付けられた。同年 10 月には国の地球温暖化対策計画が改定され、同計画に即して地方公共団体実行計画の策定・改定が進められることとなった。

廃棄物焼却について、地域によって異なるものの、市町村の事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量の 3 割程度を占めるため、廃棄物エネルギーの有効活用や 3 R の取組等を通じて区域や全国の温室効果ガス削減に大きく貢献することが可能であることから、取組を一層大胆に進める必要がある。

これらを踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」における廃棄物分野を対象に、どのように計画内容を検討し、定めればよいかなどについて情報提供を行うことを目的として令和 6 年 3 月に「一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス」を策定したところである。廃棄物処理施設整備計画において、廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進を位置付けているところ、本ガイドラインではより具体的な内容として、①ガス種毎の温室効果ガス排出量の算出方法を始めとする温室効果ガス排出量の把握方法や、②具体的な一般廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量削減目標の考え方と検討方法等を示している。各地方公共団体におかれては、これらの動向を踏まえつつ、本ガイダンス等も参考にしながら一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも一層推進をお願いしたい。

<参考資料>

一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス

<https://www.env.go.jp/content/000204623.pdf>

(3) エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交

付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靱化も合わせることで、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の脱炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物処理施設から生じた熱や電力を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物処理施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行う。また、民間団体を対象として廃棄物処理施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備への補助を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

我が国の地域循環共生圏の構築促進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

・ 廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対する補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

・ 廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を給電蓄電システム等に供給し、EV収集車・船舶に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を給電蓄電するシステム及びそれを活用するEV収集車・船舶の導入費用に対して一部を補助する。なお、EV収集車については、リースによる導入も可能としているところである。

・ 廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物処理施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物処理

施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を脱炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物処理施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

- ・ 廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）

廃棄物処理施設から生じた熱や発電した電力を地域において有効活用するために、熱・電力利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性の調査に要する費用に対して定額補助する。

② 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業

廃棄物処理システム全体の省 CO₂ 化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

③ 廃棄物焼却施設の熱回収利用高度化実証事業

廃棄物処理施設で発生する熱エネルギーの利活用は、CO₂ 削減効果に加え、地域活性化に資する新たな価値の創造につながるポテンシャルがある。廃棄物処理施設由来の熱利用の普及及び高度化を図るため、未利用熱を安定的に輸送し、需要側において蒸気として利用可能な蓄熱輸送技術の開発・実証を行い、国内の廃棄物処理施設への水平展開の可能性や効果を提示する。

④ 自治体向け CCU 導入ガイドライン作成事業

自治体において、自ら実施する事業に伴う二酸化炭素排出量のうち、ごみ焼却由来は比較的大きな割合を占めており、地域脱炭素の取組が広がりつつある中、廃棄物処理における脱炭素化への取組が必要である。また、CCU により得られた炭素が地域事業者により活用されることは、自治体が主導する地域全体のカーボンニュートラル化の推進にも資するものである。

これを踏まえ、廃棄物処理施設から排出される炭素を資源として利活用する産業の観点を含みつつ、自治体による CCU 導入の検討に必要な条件等を明確化するとともに、導入に向けた取組を支援するためのガイドライン及びロードマップの検討を行う。

⑤ 廃棄物発電由来エネルギー資源の地域内最大利活用検討支援事業

廃棄物の焼却処理について地域によって異なるものの、市町村の事務事業の温室効果ガス排出量の 3 割程度を占めるとされている。令和 5 年 6 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画においても、廃棄物処理システムが持

つ様々な機能を生かして、地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した地域産業の振興など地域に多面的な価値を創出する施設となることが重要とされている。この分野の地産地消を進めることが、廃棄物処理施設による地域のエネルギーセンターとしての機能に貢献する一方、電力利活用の検討スキームが確立されていないことや地域のメリットが創出されている事例がまとめられていないことから、地域で発電された廃棄物由来電力の多くは地域内で消費されずに電力市場に売電されている。このような背景を踏まえ、安定的な再生可能エネルギーの供給源である廃棄物由来エネルギーの特徴を活かし、当該再エネ電力を地域内で最大限利活用するための手法の検討及びその実現可能性調査等の導入支援を行い、廃棄物発電からの地域全体の脱炭素化の推進を行う。各自治体においても、廃棄物処理部局と脱炭素推進部局とで連携して本事業に協力いただきたい。

⑥ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

＜参考資料＞

脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業委託業務成果報告書
廃棄物処理システムにおける脱炭素・省 CO2 対策普及促進方策検討委託業務報告書

<https://www.env.go.jp/recycle/report/index.html>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

（４）廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む 2020 年度における数値目標等が定められたところであるが、内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が令和 4 年 9 月 6 日に閣議決定された。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成 25 年 6 月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツを整備するとともに、平成 29 年 3 月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う

際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を取りまとめている。

また、市町村が実施する廃棄物系バイオマスである廃食用油・生ごみ・剪定枝の分別収集及び適正な循環的利用に要する経費について、特別交付税措置が講じられているところである。

今後、プラスチックの分別による可燃物のカロリー低下に対しては水分の多い生ごみの対策が有効である。自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、一層の推進・協力をお願いする。

<参考資料>

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/roadmap.html>

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いただきたい。

（５）地球温暖化対策推進法に基づく排出削減等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 25 条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出削減等に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出削減等指針）が策定されており、平成 24 年 2 月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成 24 年 3 月）を参照されたい。

<参考資料>

排出削減等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

（６）再エネ特措法における再生可能エネルギー発電設備の認定について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）は、再生可能エネルギーの導入促進を目指し2012年度に導入された。2022年度からは、新たに、再生可能エネルギーの電力市場への統合を図るため、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）が導入されている。2026年度において、一般廃棄物発電設備に係る事業計画についてFIT/FIP制度の認定を受けようとする場合、下記の点に留意されたい。

- ・FIT制度における新規認定の対象は、発電設備の出力が2,000kW未満かつ地域活用要件を満たすものに限定されており、これ以外の事業計画についてはFIP制度の対象となる。
- ・50kW以上2,000kW未満の設備についてはFITだけでなく、FIPを選択することも可能である。

なお、再エネ特措法に基づく認定においては、認定基準を満たす発電事業計画を策定する必要があるほか、2024年度からは、申請に先立ち、周辺地域の住民に対する説明会等の事前周知が必要となっている。申請に当たっては、予め、再エネ特措法及びその下位法令並びに資源エネルギー庁が策定している各種ガイドラインをよくご確認ください。

<参考資料>

2026年度以降の買取価格等（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260319004/20260319004.html>

（７）地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これら気候変動に対応するためには、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を車の両輪として共に進めていくことが必要とされている。

こうした状況の中、平成 30 年には「気候変動適応法」が成立、施行され、本法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定された。本計画内において、廃棄物処理施設における適応策は、「平時からの備えとして、地域の廃棄物処理システムを強化化する観点から、市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備や地域における地方公共団体及び関係機関間の連携・支援体制の構築を推進する」とされている中、環境省では、令和元年 12 月に、市町村等の廃棄物部局が廃棄物・リサイクル分野の気候変動の影響を把握し、適応策を検討する際の参考とすることを目的とした、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定・公表した。

また、令和 5 年 4 月には気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 23 号）が成立し、同年 5 月に「熱中症対策実行計画」及び「気候変動適応計画」の一部変更が閣議決定された。こうしたことも踏まえ、一般廃棄物の処理作業時等における熱中症対策の浸透を図ることを目的として、「ごみ処理作業等における熱中症対策事例集」を作成した。

熱中症対策に関しては、職場における熱中症対策の強化として改正された労働安全衛生規則が令和 7 年 6 月から施行され、体制整備、手順作成、関係者への周知が事業者には義務付けられたところである。

貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策が検討・実施されるよう、上述したガイドライン等の周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドラインの公表及び説明会の開催について

<http://www.env.go.jp/press/107535.html>

ごみ処理作業時等における熱中症対策事例集

<https://www.env.go.jp/content/000257712.pdf>

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001490911.pdf>

（８）多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイダンス

一般廃棄物処理は地域の生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から必要不可欠な業務である。また、廃棄物処理施設については、地域の廃棄物処理や資源循環を担う根幹となるインフラであるものの、一般的には迷惑施設として認識されており、地域住民の理解と協力を得るため、これまでも市区町村等を中心として、地域の創意工夫による努力が行われているところである。

令和５年６月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、廃棄物処理施設の特長をいかし、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要であるとしている。

環境省では、令和２年度にこのような取組を進めるために必要となるガイダンスと事例集を策定し、資料は環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tamentekikati/post_93.html

（９）バイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン

現在、化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制の観点から、化石資源由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月３１日）において、マイルストーンとして２０３０年までにバイオマスプラスチックを約２００万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用等を掲げている。そのための取組のうち、廃棄物処理の効率向上の観点等から地方公共団体での導入を技術的に支援し、地方公共団体でのごみ袋等へのバイオプラスチックの導入促進を目指し、令和４年３月に「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、バイオプラスチック等製ごみ袋導入が検討されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン

<https://www.env.go.jp/content/900536321.pdf>

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

現在は、持続可能な廃棄物の適正処理の確保や、資源循環の強化のため、リチウムイオン電池の安全な回収性の確保や繊維のリサイクル技術開発、プラスチック資源循環の強化等といった研究課題に取り組み、令和8年度は「地域循環共生圏づくりを支える良好な環境の創出に係る多面的価値の見える化に関する研究」「廃棄物由来 CO2 の活用技術の研究開発」を行政要請研究テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和9年度の新規課題の公募については、令和8年9月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

<参考資料>

環境研究総合推進費 公募情報

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

(2) AI ロボット技術をはじめとした廃棄物・資源循環分野におけ

る DX の推進

令和8年4月に閣議決定された循環経済行動計画において、再生資源供給サプライチェーンの強靱化に向けた施策の1つに、廃棄物・資源循環分野におけるAIロボット技術の推進が位置付けられている。これに伴い、環境省では上述の推進費の他、SBIR制度(Small/Startup Business Innovation Research)やSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)といった省内外の制度を活用し、廃棄物処理の各工程の効率化に寄与するAIロボットの実用化開発等に産学官連携のもと取り組んでいるところである。

<参考資料>

令和8年度採択 BRIDGE 施策一覧

https://www8.cao.go.jp/cstp/bridge/saitaku_r8.html

6. その他

(1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号、水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を

共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

(2) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を策定し、平成 29 年 10 月に公表した。

このガイダンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(3) 魚類等の打ち上げ発生時における処理対応事例集について

海岸に魚類等が数十トン以上打ち上げられる事例が複数確認されており、同様の事例は全国の海岸で様々な要因により発生し得る上、これらの魚類等は腐敗しやすく、速やかに処理をしなければ悪臭の発生、土壌及び水質の汚染等生活環境の保全上支障が発生する可能性がある。また、これらの魚類等は、時として数十トンに及び、その性質上、水分、塩分を多く含むことから、自治体の焼却施設等の能力によっては速やかに処理することが困難となる事例も想定されるところである。

環境省では、魚類等の打ち上げ発生時において、自治体が処理するに際しての参考となるような事例集を作成し、環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

魚類等の打ち上げ発生時における処理対応事例集

<https://www.env.go.jp/content/000407988.pdf>

(4) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって一般廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物としては、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維がこれに該当する。これら専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日付け環整第43号、厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、市区町村の統括的処理責任の下、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためである。

ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には、当該許可が必要となる。また、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物以外の一般廃棄物も扱っている場合には、当該一般廃棄物の処理については許可を受けなければならない。個別具体の事例についての許可の要否については、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村において、一般廃棄物処理計画を踏まえて適切に判断されたい。

なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物については、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）」（令和5年2月3日付け環循適発第2302031号・環循規発第2302031号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和5年4月10日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課事務連絡）を発出しているため、こちらも参照されたい。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について（昭和46年10月16日付け環整第43号、厚生省環境衛生局長通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000516.html>

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（令和5年2月3日付け循環適発第2302031号・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）

<https://www.env.go.jp/content/000110199.pdf>

（５）ポイ捨て・オーバーツーリズム対策について

国内外の観光需要は急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻しているが、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている。

令和5年10月18日には、観光立国推進閣僚会議において、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、持続可能な観光地域づくりを実現するため、マナー違反行為の防止・抑制を含む各種対策に政府として取り組むこととなった。

環境省では、全国の市町村に対する「ごみのポイ捨て」に関する調査により、ポイ捨て防止のための有効な対策事例を収集し、その周知を行っている。

加えて、令和6年度には地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携したポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業の実施・効果検証を実施した。本事業は、観光客の行動変容促進や地域連携による包括的な取組を通じて、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を実現することを目的としており、モデル事業で得られた成果・知見等を踏まえ、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を図り、優良かつ先進的で観光地の魅力向上につながるポイ捨て・発生抑制対策等を取りまとめ、水平展開を実施した。また、令和8年度には観光地でのポイ捨て防止、ごみの発生抑制や海洋ごみ等を活用した観光コンテンツ化をより一層進めるためモデル事業を実施している。各都道府県におかれては、環境保全と観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上につなげていくためにも、本モデル事業等を参考に、管下市町村等と協力し、オーバーツーリズムに起因するポイ捨て・発生抑制対策に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

令和5年度「ポイ捨て」に関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000209464.pdf>

観光地におけるごみのポイ捨て・発生抑制対策実績と改善の事例集

<https://www.env.go.jp/content/000303370.pdf>

令和8年度ウェルビーイングな観光地域づくりに向けたポイ捨てごみ発生抑制・観光コンテンツ化推進モデル事業における実施団体の募集について

（６）物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の

施行について

荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境の整備に向けた「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和６年法律第２３号）が第２１３回通常国会で成立し、令和６年５月１５日に公布され、一部を除き、令和７年４月１日から施行された。

改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」（平成１７年法律第８５号。以下「物流効率化法」という。）においては、荷主に対して、①積載効率の向上等、②荷待ち時間の短縮、③荷役等時間の短縮のために取り組むべき措置について努力義務を課すこととされている。

さらに、令和８年４月１日から、一定規模以上の荷主は届け出て、特定荷主として指定を受け、上記①～③の物流の効率化に向けて取り組むべき措置に関して中長期計画の提出や定期報告、物流統括管理者の選任を行う義務が課されている。令和８年４月１日の施行にあたり、令和７年８月８日に「物資の流通の効率化に関する法律施行令」（平成１７年政令第２９８号）が改正され、特定荷主となる荷主の規模について、年間取扱貨物重量９万トン以上と定められた。また、同月２９日に「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」（令和７年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第１０号）等が制定され、特定荷主制度に関する取扱貨物重量の算定方法や、提出物の様式等を規定した。

一般廃棄物の処理についても、国民生活に極めて身近で１日も欠かすことのできないものであり、また同時に、働き方改革によって生産性向上を図ることも重要である。

都道府県におかれても、物流効率化法を参考にしていただく等して、廃棄物の適正処理を前提とした上で、一般廃棄物処理業における働き方改革等に資する取組を進めていただくようお願いしたい。

<参考資料>

物流効率化法について（経済産業省ＨＰ）

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>

物流効率化法ポータルサイト（国土交通省ＨＰ）

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp>

（７）住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について

単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれている。一方で、賃貸人の中には、住宅確保要配慮者の入居について、孤独死、死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持つ方が多くいるところである。

令和６年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正された（令和７年１０月施行、一部手続きは同年７月より開始）。

改正法では、住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅に円滑に入居できるための環境の整備を推進することとしている。具体的には、入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加する等されたところであり、モデル契約条項※を活用した円滑な残置物処理が推進される。

居住支援法人の業務において動産を廃棄する場合であっても、廃棄物処理法の関係規定に基づき適正に処理しなければならない。

すなわち、居住支援法人が残置物処理等業務を行う際、（モデル契約条項の活用の有無にかかわらず、）処理する動産が廃棄物に該当する場合には、当該廃棄物の処理を廃棄物処理法に基づき適正に行う必要がある。具体的には、例えば、廃棄物処理業の許可を受けた事業者に委託すること等が考えられる。

改正法の施行に伴い、居住支援法人から廃棄物の取扱いについて確認を求められた際には、廃棄物処理法に従った適正な処理方法を案内されたい。

<参考資料>

住宅セーフティネット制度（国土交通省ＨＰ）

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に向けた準備行為について
- ・残置物処理等業務規程の作成・認可の手引き 等

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html

※残置物の処理等に関するモデル契約条項（国土交通省ＨＰ）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000101.html

(8)「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

昨今の中東情勢を踏まえ、環境省において「中東情勢に伴う燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口」を設け、燃料油や石油製品の供給状況等について事業者や消費者の皆様からの情報提供を受け付けているところ。燃料油や石油製品等の供給について、困難な状況に直面している場合、相談内容に応じて、以下の問合せ窓口でメールで問合せいただきたい。

環境省中東情勢対策ポータル

https://www.env.go.jp/page_00348.html

環政総発第 2303175 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県 環境担当部（局）長

環境省大臣官房総合環境政策統括官
（ 公 印 省 略 ）

環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）

平素より環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境関係法令に基づく計画等の効率的・効果的な策定・実施に向け、下記のとおり通知します。貴管内の市区町村等に対しては、貴職より周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 趣旨

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）が閣議決定され、測定計画（水質汚濁防止法第 16 条第 1 項）等の環境関係法令に基づく計画等について、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを地方公共団体に令和 4 年度中に通知することなどが決定されました（別紙参照）。

環境法令に基づく計画等（以下単に「計画等」という。）については、地方公共団体の判断により、一体策定又は共同策定することが可能です。別表のとおり、一括して取扱いを明確化しますので、以下に留意の上、計画体系の最適化に向けて活用ください。

2. 一体策定

一体策定とは、政策的に関連の深い複数の計画を同時に策定することをさします。

例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づく地域気候変動適応計画については、一体策定が可能である旨を過去に通知しており、既に、多くの地方公共団体で一体策定が行われています。このように、類似の政策分野等で

関連が深い計画等については、一体策定を進め、効率的かつ政策の統合的な推進を進めることが可能です。

政策的に関連が深いかどうかについては、計画等の趣旨及び地域の実情を踏まえ、地方公共団体において判断ください。ただし、一体策定を行うに当たっては、それぞれの計画等の法令等で定める要件（策定期間、記載事項、手続等）を満たしたものとなるよう、留意願います。

また、一体策定した計画等について、見直し等を行う場合には、策定時と同様に一体的に改定するケースが多くなると見込まれますが、法令等において定められた計画期間のずれ等により、そのいずれかのみを改定するケースも想定されます。一体策定に当たっては、こうした改定時のプロセスも見据え、策定後の計画におけるそれぞれの計画の該当箇所や関係協議先を整理することなどに留意願います。

3. 共同策定

共同策定とは、複数の地方公共団体が、共同して計画等を策定することをさします。

例えば、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性地域戦略や瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に基づく栄養塩類管理計画については、広域的な計画策定も有効であり、共同策定することが可能です。

なお、法令上「単独又は共同して」と明示されていないものについても、共同策定することが可能である場合もあることから、計画等の趣旨及び地域の実情を踏まえ、別表に基づき、地方公共団体において判断ください。

4. 補足等

法令等に基づかない計画等（条例に基づく環境基本計画等）についても、地方公共団体の判断により、別表記載の計画等と併せて、一体策定・共同策定することが可能です。

また、今後新たに計画等が設けられる場合については、地方公共団体の負担軽減の観点を踏まえつつ、当該計画等に関する施行通知等で一体策定や共同策定の可否について取扱いを示すことといたします。なお、具体的な手続の不明点等については、各計画等の担当課まで問い合わせください。

(以上)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和4年12月20日閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【環境省】

（6）水質汚濁防止法（昭45法138）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平19法56）、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平26法85）及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令元法19）

測定計画（水質汚濁防止法16条1項）、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項）、地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項）及び食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条）については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：消費者庁及び文部科学省）

一体策定又は共同策定が可能な環境法令に基づく計画等について

	計画等の名称	法律名等	条項	策定主体	性質	一体策定	共同策定
総合政策・地球温暖化関係							
	公害防止計画	環境基本法	第 17 条	都道府県	任意	可	可
	地方公共団体実行計画（※１）	地球温暖化対策の推進に関する法律	第 21 条第 1 項	都道府県・市町村	義務（一部努力）	可	可
	地域気候変動適応計画（※１）	気候変動適応法	第 12 条	都道府県・市町村	努力	可	可
	当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	第 11 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	環境物品等の調達の推進を図るための方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第 10 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	行動計画（※１）	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第 8 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
環境保健関係							
	費用負担計画	公害防止事業費事業者負担法	第 6 条第 1 項	都道府県・市町村	義務	可	可
水・大気関係							
	指定ばい煙総量削減計画	大気汚染防止法	第 5 条の 2 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	総量削減計画	ダイオキシン類対策特別措置法	第 10 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	ダイオキシン類土壤汚染対策計画	ダイオキシン類対策特別措置法	第 31 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	窒素酸化物総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 7 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	粒子状物質総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 9 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	窒素酸化物重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 16 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	粒子状物質重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 18 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	総量削減計画	水質汚濁防止法	第 4 条の 3 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	測定計画	水質汚濁防止法	第 16 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	生活排水対策推進計画（※２）	水質汚濁防止法	第 14 条の 9 第 1 項	市町村	義務	可	可
	湖沼水質保全計画	湖沼水質保全特別措置法	第 4 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	湖沼総量削減計画	湖沼水質保全特別措置法	第 23 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	流出水対策推進計画	湖沼水質保全特別措置法	第 26 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	府県計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 4 条第 1 項	関係府県	義務	可	可
	瀬戸内海指定物質削減指導方針	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 12 条の 3 第 3 項 第 3 項	関係府県	任意	可	可
	栄養塩類管理計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 12 条の 6 第 1 項	関係府県	任意	可	可
	琵琶湖保全再生計画	琵琶湖の保全及び再生に関する法律	第 3 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	水質保全計画	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第 5 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	対策計画	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	第 5 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	地域計画	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	第 14 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
自然関係							
	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法	第 13 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	鳥獣保護管理事業計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 4 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	動物愛護管理推進計画	動物の愛護及び管理に関する法律	第 6 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	防除実施計画書	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	第 18 条第 1 項	地方公共団体	任意 ※ 3	可	可
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則	第 23 条第 2 項				
	（国定公園における）生態系維持回復事業計画	自然公園法	第 38 条第 2 項	都道府県	任意	可	可

	地域連携保全活動計画	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	第 4 条第 1 項	市町村	任意	可	可
	地域計画	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律	第 4 条第 1 項	都道府県・市町村	任意	可	可
	第一種特定鳥獣保護計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 7 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 7 条の 2 第 1 項	都道府県	任意	可	可
	実施計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 14 条の 2 第 1 項	都道府県	任意	可	可
	鳥獣保護区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 28 条第 2 項	都道府県	任意	可	可
	特別保護地区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条第 4 項	都道府県	任意	可	可
	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱	6(1)	都道府県	任意	可	可
廃棄物関係							
	廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 5 条の 5 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	一般廃棄物処理計画（※ 4）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 6 条第 1 項	市町村	義務	可	可
	災害廃棄物処理計画	廃棄物処理法基本方針	五の 2	都道府県・市町村	努力	可	可
	災害廃棄物処理実行計画	廃棄物処理法基本方針	五の 2	都道府県・市町村	努力	可	可
	循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進交付金交付要綱	第 2	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）	任意	可	可
	長寿命化総合計画	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	20(3)	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）	任意	可	可
	広域化・集約化計画	環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」	2, 3	都道府県	努力	可	可
	廃棄物処理事業継続計画	廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	2.（3）市町村がとるべき措置	市町村	努力	可	可
	合理化事業計画（※ 5）	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第 3 条第 1 項	市町村	任意	可	可
	設置計画	浄化槽法	第 12 条の 5 第 1 項	市町村	義務	可	可
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第 7 条第 1 項	都道府県・政令で定める市	義務	可	可
	施設整備方針	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第 11 条第 1 項	都道府県・市町村	任意	可	可
	都道府県分別収集促進計画（※ 6）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 9 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	市町村分別収集計画（※ 7）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 8 条第 1 項	市町村	義務	可	可
	再商品化計画	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第 33 条第 1 項	市町村	任意	不可	可
	都道府県食品ロス削減推進計画（※ 8）	食品ロスの削減の推進に関する法律	第 12 条第 1 項	都道府県	努力	可	可
	市町村食品ロス削減推進計画（※ 8）	食品ロスの削減の推進に関する法律	第 13 条第 1 項	市町村	努力	可	可

- ※ 1 令和 4 年 3 月 31 日付事務連絡において、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、通知済み。（<https://www.env.go.jp/content/900449818.pdf>）
- ※ 2 令和 4 年 3 月 29 日付事務連絡において、生活排水対策推進計画については、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村との連携を図った上で、共同策定することが可能である旨、通知済み。
- ※ 3 地方公共団体が国に特定外来生物の防除の確認を求めることは任意だが、防除の確認を受けようとする場合には、地方公共団体から国に対して計画を含む申請書を提出しなければならない。
- ※ 4 平成 28 年 9 月 15 日付環発対発第 1609152 号において改訂を周知した「ごみ処理基本計画策定指針」にて、隣接市町村との共同計画が有効な施策となる場合もある旨、通知済み。
- ※ 5 平成 6 年 3 月 29 日付衛環第 120 号において、複数の市町村に係る広域的対応が必要な場合に、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ共同策定が可能である旨、通知済み。
- ※ 6 令和 4 年 3 月 31 日付け事務連絡において、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能である旨、その運用に当たっての留意事項を含めて通知済み。
- ※ 7 令和 4 年度中に一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に通知する予定。
- ※ 8 令和 2 年 3 月 31 日付消教推第 115 号において他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、通知済み。（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_200331_0002.pdf）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する

特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成 6 年 3 月 2 9 日

衛環第 120 号 各都道府県廃棄物

行政主管部（局）長宛厚生省生活衛

生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 3 1 号。以下「合特法」という）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成 5 年 4 月 6 日衛環第 1 2 0 号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

合理化計画の策定要領

はじめに

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）の趣旨に基づいて、全国の市町村では、①金銭措置を講じたもの、②代替業務を提供したもの、③従業員の雇用対策が講じたもの、等それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況等に基づいて多種多様な支援措置が講じられてきた。こうした実態の背景としては、“一般廃棄物処理

業等”と一口に言っても地域によってかなり異なる形態で行われてきたこと、また、下水道の普及状況が全国一律ではないため、いざ実行の段になるとその時々々の社会経済状況を反映する等の側面があるものと考えられる。ともかく、これまで市町村は、それぞれに試行錯誤しながら固有の支援策を選択してきたのが実情である。

この要領は、今後下水道の普及により著しい影響を受ける一般廃棄物処理業者等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対して支援策を講じようとする市町村が、「合特法」に基づく合理化事業計画を作成することを容易にするために作成したものである。

1 「合特法」の概要

本法律は、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業という。以下同じ。）が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された。近年、下水道の整備は全国的な規模で進展し、これに伴い一般廃棄物処理業者等はその事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない。

このような事情にかんがみ、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与することを目的とするものである。

2 租税特別措置の概要

昭和60年の「合特法」の一部改正により、第3条第2項において資金上の措置に関する事項を合理化事業計画に定めることとされ、平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知により、一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額（以下「減価補てん金」という。）並びに転廃業を助成するために所定の計算式によって算定した金額（以下「転廃業助成金」という。）については、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象となることになった。

3 合理化事業計画の策定に当たっての留意点

各市町村においては、下水道の普及状況が一定の段階になると、著しく影響を受ける一般廃棄物処理業務等（し尿等の処理に係る業務をいう。以下同じ）の縮小又は廃止の対策を進める必要性が生じてくると予測される。これまでの事例を見てみると、「合特法」に基づく合理化事業計画の事例は非常に少ないので、次の諸点に留意され、「合特法」に基づく合

理化事業計画を策定されるよう努められたい。

- (1) 「合理化事業計画」は、下水道に係る事業計画等必要な書類が整い、その市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。
- (2) 近隣都市及び同規模の他都市の前例や計画の情報収集に努めること。
- (3) 一部事務組合等複数の市町村に関係する広域的対応が必要な場合は、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ調整を依頼すること。

4 合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「〇〇〇市（町村）合理化事業計画」

1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和〇〇年から委託制となり（昭和〇〇年から許可制となり）、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇klであり、別表１の〇〇業に委託されている（許可されている）。

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇％である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表２のとおり平成〇〇年度末に〇〇％を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表２のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表２のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表３のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表３のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市(町村)における一般廃棄物処理業務等の有するし尿等の処理に係る車両について、
〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から平成〇〇年度までの〇年間とする。

※5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、
所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市(町村)は、次の支援策(援助策)を実施する。

※ 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択する
よう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ①ごみ処理(再生を含む)業務
- ②下水道汚泥運搬処分業務
- ③下水道管路施設の維持管理業務
- ④下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥道路清掃管理業務
- ⑦その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助(支援)の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9. 添付書類

- (1) ○○○市（町村）一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等との委託契約書等
- (3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し
- (4) 公共下水道の供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

し尿等の処理委託（許可）業者名簿

(別表1)

平成○○年○○月○○日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成○○年度	平成○○年度		平成○○年度
全 市 町 村 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下水道水洗化人口				
処 理 区 域 外 人 口				
区域内未直結人口				
し尿等の要処理人口				
し尿等の要処理量				

(各年度○○月○○日現在、単位：人口千人、し尿等量：千kl)

注) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

(別表 3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度		平成〇〇年度
年度し尿等の要処理量				
一台当たり年間処理量				
要 処 理 車 両 台 数				
要 減 車 車 両 台 数				
減 車 計 画 台 数				
委 託 総 車 両 台 数				
1 社 当 たり 車 両 台 数				

(単位：し尿等量は kl、車両台数は台)

注 1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

注 2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 23 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議)において令和 3 年度中に講ずることとされた措置について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 1 日の第 3 回規制改革推進会議においては、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業に伴い発生するごみ(以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。)について、各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案(別添)がなされました。

住宅宿泊事業廃棄物の処理については、これまでも、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、「規制改革推進に関する第 4 次答申(平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議)において平成 30 年度中に講ずることとされた措置について」(平成 31 年 2 月 28 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡。以下「平成 31 年事務連絡」という。)において、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を取りまとめ、住宅宿泊事業主管部局と連携した適切な対応等についてお願いしてきたところです。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」(平成 29 年 3 月 21 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)等においても排出事業者責任の重要性について周知しているとおり、事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、当該事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。こうした法に基づく責任の下、住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業廃棄物を処理するに当たっては、廃棄物収集運搬業者に委託をする場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の住宅宿泊事業廃棄物については、必要な費用を負担することを前提に、いわゆる家庭ごみと同様に行う地方公共団体の収集を活用する場合等が考えられるところ、住宅宿泊事業廃棄物が少量であることを理由に、住宅宿泊事業者が廃棄物収集運搬業者と処理委託契約を締結できない事例があるとの報告がなされております。

このため、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等について別紙のとおり取りまとめましたので、ご参照いただき、法に基づいた適正かつ円滑な住宅宿泊事業廃棄物の処理を確保し、もって住宅宿泊事業の適正な運営が確保されるよう、貴管内市区町村に周知をお願いいたします。

特に、別紙においては、少量排出事業者に係る登録制度を設け、当該登録事業者が専用の有料袋により住宅宿泊事業廃棄物を排出することのほか、少量に限り有料ステッカー等を貼付して排出することにより、これを市区町村が収集するといった取組も見られます。このほか、一度に排出する廃棄物が少量であること、廃棄物の性状が家庭ごみと同様であること、家庭ごみのごみ集積所を利用すること、家庭ごみと同様の収集日に排出すること等の一定の要件を満たす場合には、市区町村による収集を実施している事例も見られます。

加えて、平成 31 年事務連絡においても周知しているとおり、電話、メール、対面で住宅宿泊事業者からの廃棄物処理に係る相談対応を行うほか、当該事業者に対して廃棄物処理業者のリストを提示するなど、住宅宿泊事業廃棄物が適正に処理されるための取組が多く見られる一方、住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていないとの実態も多く確認できます。

以上から、住宅宿泊事業廃棄物について、通常の家から排出される廃棄物の量と同程度の場合等には、各種の要件を考慮した上で、有料ステッカー等を貼付すること等により、市区町村が家庭ごみと同様に収集することや、住宅宿泊事業主管部局と緊密に連携し、各種広報媒体や啓発活動等を通じて住宅宿泊事業者が適正な処理手法にアクセスしやすい体制を構築することが重要であると考えられることから、市区町村の実情に即して、法に基づいた弾力的な運用がなされるよう、貴管内市区町村に併せて周知をお願いいたします。

1. はじめに

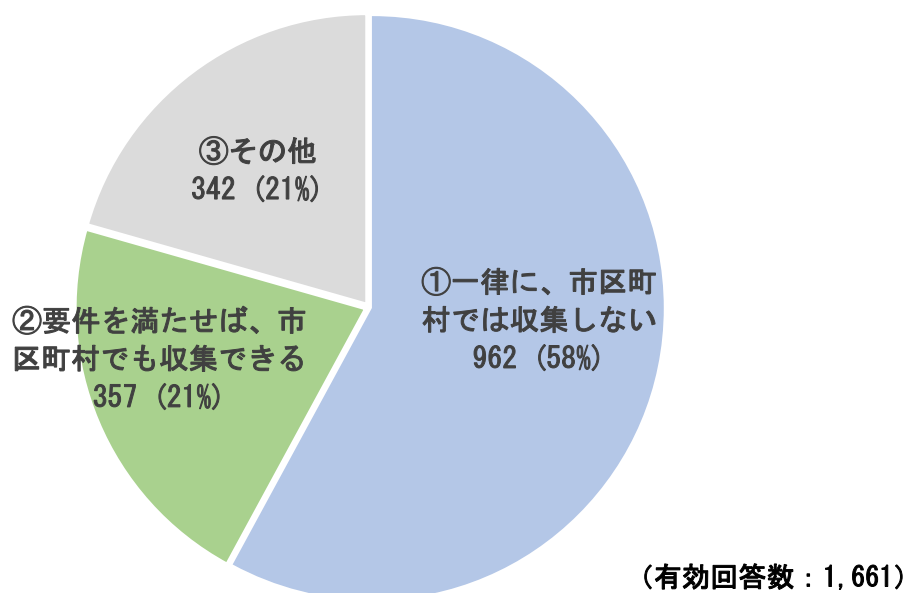
本データは、住宅宿泊事業廃棄物の取扱い状況等について、都道府県の協力の下、全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、令和3年度時点における調査結果を取りまとめたものである。調査対象の全国1,741市区町村のうち、1,683市区町村から回答を得たが、各設問により有効回答数は異なることから、各図の中に有効回答数を記載している。

2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況

住宅宿泊事業廃棄物については、市区町村（直営又は委託）での収集が対応可能であるかどうか、市区町村によって取扱いが異なるため、どのように処理を求めているか調査した（図1）。

なお、選択肢①（一律に、市区町村では収集しない）と回答のあった962市区町村のうち、925市区町村（約98.8%）は、「特に要望・需要がないため、条件付きでの収集について、対応の予定はない」との回答であった。

（図1）



（選択肢について（※択一回答））

- ①：住宅宿泊事業廃棄物は、一律に、市区町村（直営又は委託）では収集しない。（廃棄物収集運搬許可業者への委託又は自ら運搬による処理施設への持ち込みを求めている。）
- ②：住宅宿泊事業廃棄物は、一定の要件を満たす場合、市区町村（直営又は委託）でも収集している。（排出量が少ない場合等、一定の要件を満たす場合には家庭系ごみとあわせて収集可としている。）
- ③：その他

(②を選択した場合、その具体的な内容)

次項「3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容」を参照。

(③を選択した場合、その詳細)

類型	具体例（一部抜粋）
家庭ごみと同様に収集	通常の家庭生活で排出されるごみ量と大差がないことから、特に要件を設けず市で収集している。 利用者が過ごすうえで出たものについては、指定の有料袋により指定の収集所に出されれば一般の家庭ごみと同様の扱いをすることになる。
事業系ごみとして収集	仮に、民泊施設が新たに出来た場合は、事業系ごみ専用のごみ置き場の設置を義務付け、民泊事業者専用の指定ごみ袋の使用を義務付けるとともに、収集に関しては、申込制の直営収集としている。
少量排出事業者に係る登録制度	少量排出事業者に係る登録制度があり、条件を満たす市内の事業者は専用の有料袋により事業系一般廃棄物に限って排出することができる（それを市で収集する）。
少量に限り収集	住居一体型で戸別収集していて、少量に限り有料シールで対応。 規定量以内の排出であれば戸別収集で回収可。それ以上のごみは個別に業者と契約してもらう。 一般廃棄物であり、ごみ集積所を管理する管理者からその利用が認められており、かつ、1週間あたり70kgを超えない量であること。

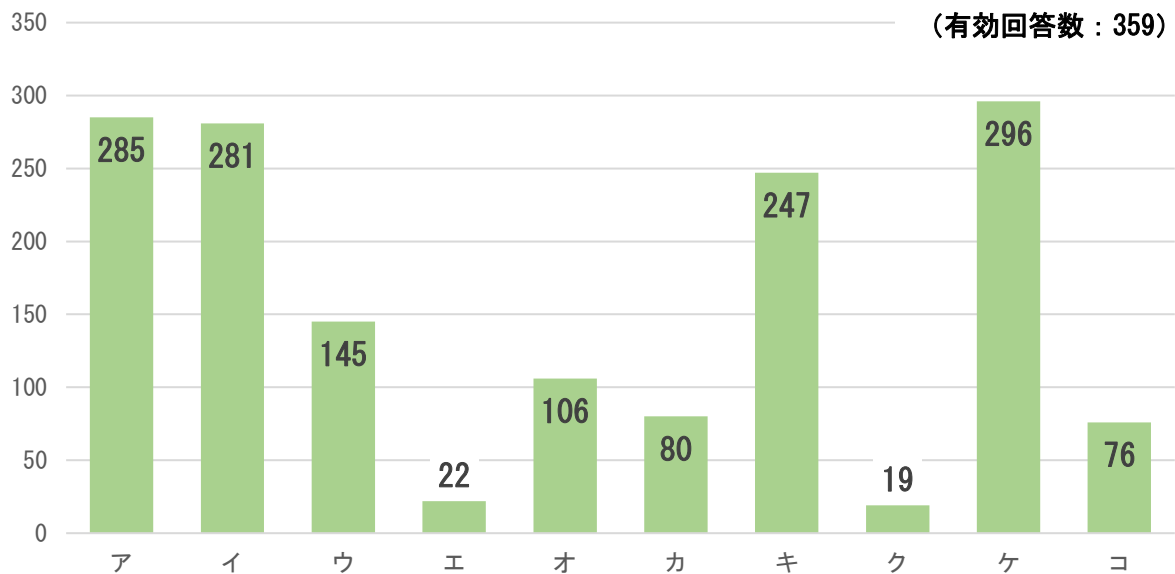
3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容

前項「2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況」の調査において、選択肢②（要件を満たせば、市区町村でも収集できる）と回答のあった市区町村において、具体的にどのような要件を求めているか調査した（図2）。

なお、選択肢エ（排出場所が、特定の業種・業態であること）として、住宅宿泊事業を含むと回答のあった22市区町村のうち、類似の業種・業態である貸室業（貸家業・貸間業）を含むと回答があったのは16市区町村だった。

また、選択肢カ（家庭ごみより割増の手数料を負担すること）と回答のあった80市区町村のうち、32市区町村はステッカー等を別途購入、10市区町村は現金払い対応と回答があり、その他にも「月額制で徴収」「事業ごみ用指定収集袋を購入」「納付書払いで徴収」「口座振替等で徴収」などの回答があった。

(図 2)



(選択肢について (※複数回答可))

- ア：一度に出す量が、少量であること
 イ：廃棄物の性状が、家庭ごみと同様であること
 ウ：排出工程が、日常生活由来であること
 エ：排出場所が、特定の業種・業態であること
 オ：家庭ごみと同等の手数料を負担すること
 カ：家庭ごみより割増の手数料を負担すること
 キ：家庭ごみのごみ集積所を利用すること
 ク：家庭ごみのごみ集積所を利用しないこと
 ケ：家庭ごみと同様の収集日に出すこと
 コ：その他

(コを選択した場合、その詳細)

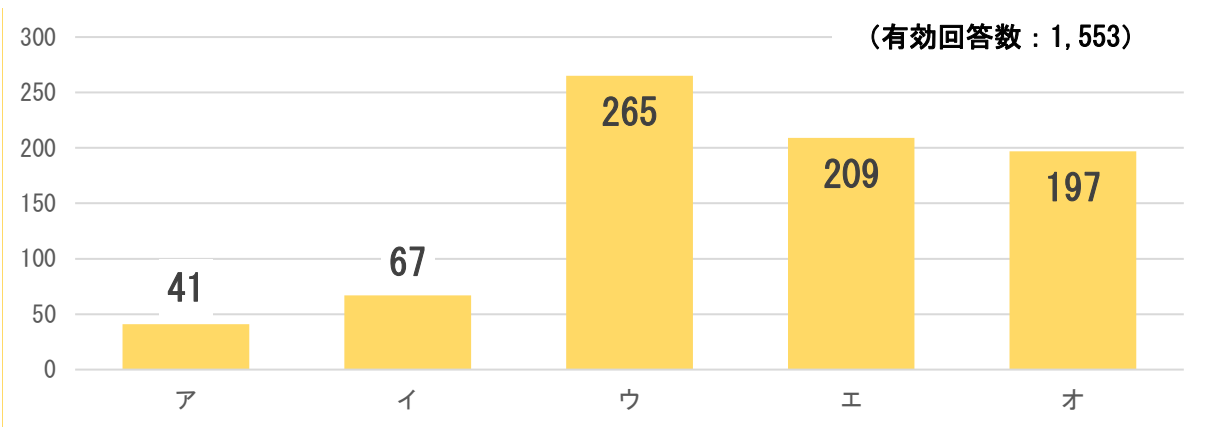
類型	具体例 (一部抜粋)
事前の届出・申込	事前に届け出が必要となり、業や排出理由等が認められた場合に限る ・可燃ごみを定期的に排出すること。(産業廃棄物に該当する不燃ごみだけを排出する場合は、回収の対象外) ・1回の排出量が40リットル相当以内であること。 ・段ボール等のステーション回収しているものは、近隣住民の承諾を得ること。 次に掲げる要件に該当し、市が認めた場合、家庭ごみと同様に、ごみ集積所に排出することができる。 ・事業のための事務所、事業所、工場、店舗等を有しない ・従業員（事業主を含む）の総数が2人以下であること ・事業系一般廃棄物の排出量が日量平均1キログラム未満であること ・事業系ごみ処理券を貼付し区の収集を利用し、集積所に排出する場合は必ず近隣住民（集合住宅の場合は管理会社）に説明をして承諾を得ること ・収集日当日までの保管方法を明確に記入すること
事業場の規模、排出時間帯、近隣住民への説明、継続的な排出量の水準等を含めた、複数の要件を満たすこと	1. 延床面積の1/2以上が居住の用に供されている事務所、店舗 2. 事務所、店舗部分の床面積が50平方メートル以下 3. 1日当たりの事業系一般廃棄物（事業所ごみ）の排出量が概ね5キロ以下 ①午前9時までにゴミ出しができること。 ②排出量が1日平均10kg以下であること。 ③敷地内にゴミ置き場が設置できること。 一度に出せるごみの量は45Lの袋で5袋まで、重さは50kg未満としている。また家庭ごみと同様、朝8時までに集積所に排出することとしている。

4. 住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容

住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容を調査した（図3）。

より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成31年事務連絡により周知した取組（選択肢アからエまでのいずれか1つ以上）を行っているという回答があった市区町村数は377であった。その他の手法により、相談先等を周知している（選択肢オ）との回答と合わせて、いずれかの方法により周知しているという回答があった市区町村数は495であった。

（図3）



（選択肢について（※複数回答可））

- ア：廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を、住宅宿泊事業主管部局と連携して配布している。
- イ：住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業者向け資料・ウェブサイトに、廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載している。
- ウ：廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関して相談しやすい環境を整備している。
- エ：廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をしている。
- オ：その他の手法により、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の適正処理に関する相談先等を周知している（事業系ごみ等として、幅広く周知している場合を含む）。

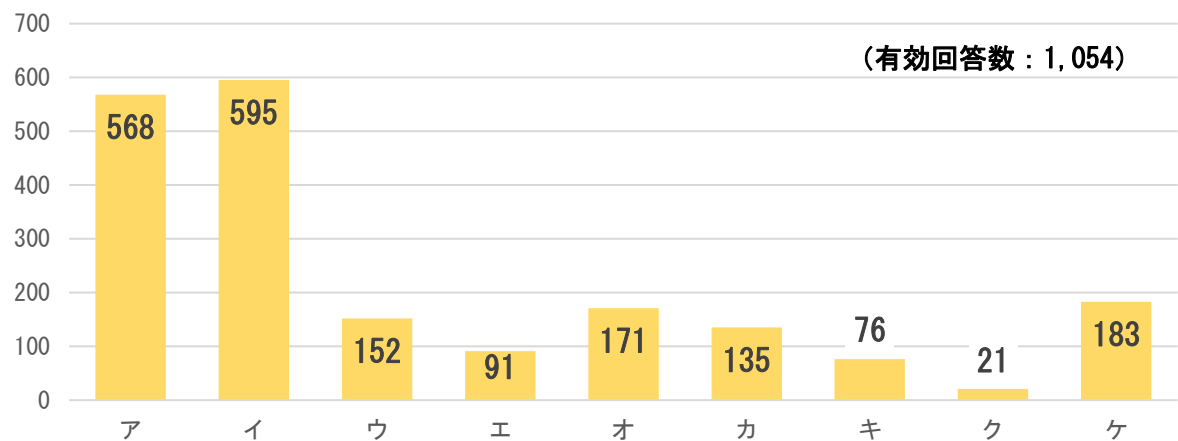
（オを選択した場合、その詳細）

類型	具体例（一部抜粋）
ホームページへの掲載	市の公式ホームページに「事業系ごみ処理ガイド」を掲載し、適正排出を周知・啓発している。
マニュアル・チラシ等の配布	事業系廃棄物の処理方法や問い合わせ先について、商工会を通じて事業者向け広報紙に折り込んで事業者へ周知している。
廃棄物減量等推進員等による指導	事業系ごみの分け方・出し方について啓発・指導を行う「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問。
市区町村による直接指導等	廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、直接訪問し、当市が実施する少量排出事業者制度について、説明を行うまたはチラシ等の投函を行っている。
市区町村への事前協議	住宅宿泊事業届出の際に、廃棄物部局へ事前相談するよう指導している。
コールセンターの設置	民泊における廃棄物適正処理に関する相談は、都道府県が民泊コールセンターを設置する等、対応している。
講習会における周知	業者収集マンション管理者向け講習会実施時には、民泊の運営及び廃棄物の処理方法について周知している。
民泊事業実施計画書の提出義務付け	市の条例において、住宅宿泊事業施設に係る開発事業を行おうとするとき、市に実施計画書を提出しなければならない。その際、事業者に対して廃棄物の適正処理に関して周知している。

5. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮する事案等

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮している事案等を調査した（図4）。なお、令和元年度に市区町村への調査を実施し、主な苦慮事案等について把握していたことから、選択肢アからクまでにこれを示した。

（図4）



（選択肢について（※複数回答可））

- ア：家庭ごみへの混入 家庭ごみへの混入を認めていないが、通常のごみと混ざられると住宅宿泊事業廃棄物か判別が難しい。
- イ：届出事業者の把握 住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていない。
- ウ：無届業者の存在 住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない無届業者の存在により、住宅宿泊事業者の把握ができていない。
- エ：苦情への対応 ごみの出し方などの面で、近隣住民とのトラブル・苦情が発生している。
- オ：事業者の認識不足 住宅宿泊事業者の中には事業者としての自覚・認識がなく、責任感がない者がいる。
- カ：分別ルールの不徹底 観光客等区域外からの宿泊者に対し、分別ルール徹底が図れない。
- キ：責任者不在 管理者が常駐していないことにより、現地での対応に苦慮する。
- ク：業者に断られる 収集量が不安定である等の理由で、収集を断る許可業者が多い。
- ケ：その他

（ケを選択した場合、その詳細）

具体例（一部抜粋）
現状、利用客が少ない上に管理者等で管理されているため問題になっていないが今後利用客が増えた場合に管理者で管理できるかが問題である。
農業地域等の住宅宿泊事業者の規模は零細であることが多く、事業系一般廃棄物で処理した場合、経済的負担が大きい。また排出される廃棄物の量も少なく、食物残渣等は自家処理できる範囲となるため、大規模でなく家族経営の場合は、特別な措置の必要性があり、柔軟な対応が求められている。
住宅宿泊事業者の届出が今まで無く、ルール等を定めるにあたっての情報が不足している。
実績がない住宅宿泊事業者がまだまだ存在し、家庭ごみへの混入を防ぐ対応に苦慮している。
住宅宿泊事業廃棄物についての相談がないため、実態を把握できていない。
山間部の民泊施設など、1～2件の宿泊でごみが少量の場合においても、住宅宿泊事業廃棄物として業者への委託や自社運搬での処理に理解を得ること。

6. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法を調査した。自由記述による回答により得られたものであるため、参考となる事例について、以下のとおり、類型を示すとともに、回答の具体例を一部抜粋した。

類型	具体例（一部抜粋）
直接指導	事業者に対しては事業系廃棄物として収集業者を紹介し、個人の部屋等から排出される個人消費の廃棄物は排出者自らが家庭ごみとして排出するように指導を行い、事業活動に伴って排出される廃棄物と個人消費による廃棄物を分別するよう指導している。
施設搬入時のチェック	直接搬入を推奨し、適正に排出しているかチェックしている。
説明会等の実施	制度導入時に説明会を開催し、理解を図ったほか、毎年啓発文書を送付している。
他部局との連携	町観光担当課からの情報と町収集許可業者からの情報を元に調査して指導する。
事業系ごみ全般の対応	住宅宿泊事業廃棄物に限定はしないが、事業系ごみ全般の適正分別および処理について、下記の取り組みを実施しており、家庭ごみ集積所への事業系ごみ投棄が減少し、一般廃棄物収集運搬許可業者にごみ収集を依頼する事業所が増加したと推察している。 ・事業系ごみの適正処理を案内するリーフレットを事業者へ配布。 ・家庭ごみ集積所にごみを排出した事業者を特定し、適正処理を直接指導。 ・一般廃棄物処理施設に搬入されるごみの展開検査を実施し、不適正な処理を行っている事業者を指導。
ポスター等資料の活用	住民向けのごみ分別収集ポスターにて、処理困難物や通常収集しないごみ処理について、許可業者に直接連絡を取るよう、名称と電話番号を明記している。住宅宿泊事業者から廃棄物の問い合わせがあった際は、ポスターを参考に処理事業者案内をしており、スムーズな対応が可能で有効な手法でもある。
他部局等との連携	住宅宿泊事業主管部局が管理している住宅宿泊事業者一覧をもとに、住宅宿泊事業者に対し事業系ごみのガイドライン等の通知送付ができ、適正処理の周知に繋がられた。
訪問・啓発	「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問・啓発。
宿泊者によるごみ持ち帰りの推進	管理者に対し、「宿泊者にはごみはできるだけ持ち帰ってもらうように」と伝えることを指導している。
条例による書面提出の義務付け	住宅宿泊事業に関する市条例に基づき事業者から廃棄物の処理方法の分かる書類を提出させ、不備があった場合は事業者へ指導を行う。
関係者との情報共有	委託業者、近隣住民との情報共有を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し（答申一部抜粋）

【令和3年度検討・結論・措置】

<基本的考え方>

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業系ごみ」に該当するため、契約を結んだ廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の事業系ごみについては、必要な費用を負担することを前提に、「家庭ごみ」と同様に地方公共団体の収集に出す場合が見られる。

住宅宿泊事業の用に供する施設から出る事業系ごみについて、通常の家から出るごみの量と同程度の場合には、有料ステッカー等を貼付することによって家庭ごみと同様の収集を認めるなど、弾力的な運用が課題解決の一助になると考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物については、先日、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 3 日付け環循適発第 2302031 号・環循規発第 2302031 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「通知」という。）を発出したところですが、通知の趣旨等について問合せがあったことから、以下のとおり補足します。

今般通知を発出した背景としては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者が、それ以外の廃棄物の処理に係る廃棄物処理業の許可を取得する場合に、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理についても一律に許可を必要とするなど、法の規定と異なる運用がなされている事例を把握したことから、解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の法解釈を変更するものではありません。

そもそも、「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）にあるとおり、廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であり、廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものです。

このうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整 43 号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためです。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

以上の趣旨を踏まえ、許可制度の適切な運用をお願いいたします。